

令和3年度 第2回海老名市国民健康保険運営協議会 会議結果報告書

日 時：令和3年11月18日（木） 午後1時30分から午後2時35分まで

場 所：海老名市役所 6階 議員全員協議会室

出席者：委 員 8名〔市川委員、桐生委員、鈴木委員、小林委員、前田委員、
神森委員、森島委員、牛村委員〕

事務局 7名〔内野市長（途中退席）、岡田理事兼保健福祉部長（途中退席）、
小松保健福祉部次長、青野国保医療課長、小林国保年金係長、
関野主査、結城主事補〕

傍聴者：0名

【概要】

1 開 会

2 諮 問

「海老名市国民健康保険税の税率等の見直しについて」市長より諮問

3 市長あいさつ

- 日頃からの国保運営への協力に対するお礼。
- 国保事業の財政運営が県に移行したことに伴い、標準保険税率が示されているが、本市は大きく下回っており、税率等について検討を行う必要がある。
- また、令和7年度までに税率等を引き上げる計画を策定している。
- ついては、国保運営協議会のご意見を賜りながら検討を進めていきたいので、忌憚

のないご意見を願います。

4 会長あいさつ

- 内野市長から、保険税率等の見直しについて、諮問がなされた。
- 現在、社会経済情勢は、コロナ禍の影響によって大きく落ち込み、当面は停滞感の強い状態が続くものと思われる。
- 国民健康保険制度を取巻く環境も、非常に厳しい状況にあると言わざるを得ない。
- この協議会は、海老名市の適正な国保運営の一翼を担う組織として、市の諮問事項において、各委員のご意見等をいただきながら、真摯に議論・検討をしていきたい。

————— 市長退席 —————

◇ 令和3年4月1日付 人事異動に伴う事務局職員の紹介

⇒ 【事務局を代表して岡田理事兼保健福祉部長あいさつ】

- 忙しい中、運営協議会に出席いただいたことに対するお礼。
- 国保制度は平成30年度に大きな改革が行われたが、3年が経過しても毎年のように制度が変わっている。
- 令和2年度に保険税率の引上げを行ったところだが、県が公表している標準保険料率を大きく下回っている状況。
- 標準保険料率は、各市町村が一般会計から赤字補てんをしないで財政運営を行うことができる目安として県が算定している数値であり、これを下回っているということは、赤字補てんを行っていることを示している。
- 今般のコロナ禍が被保険者の暮らしに大きな影響を与えていることは承知している

が、保険税率の引上げを検討していかなくてはならない。

- 今後も国の方針に合わせて市の方針を決定していく必要があるので、国保運営協議会のお力添えをお願いします。

————— 岡田理事兼保健福祉部長退席 —————

5 議 題（議事進行：市川会長）

（1）海老名市国民健康保険税の税率等の見直しについて

⇒【資料：海老名市国民健康保険税の税率等の見直しについて】に基づき、事務局：
小林国保年金係長から説明

⇒【質疑等】なし

市川会長： 本日この場で即決ということではなく、各委員の持ち帰りとし、よく検討していただいた上で、次回に持ち越すということではいかがか。

委員： 異議なし

市川会長： この件について、事務局から補足事項はあるか。

事務局： 次回に持ち越すにあたり、事前に質問や意見を踏まえた答申案を次回の協議会で示したい。

については、別途、質問等記入用紙を配付するので、記入いただき、12月2日（木）までに返送いただきたい。

市川会長： 事務局の補足事項に対して異議があるか。

委員： 異議なし

（2）その他

⇒【事務局：案件なし】

⇒【委員：案件なし】

6 閉 会

⇒【桐生副会長よりあいさつ】

- 長引くコロナ禍で色々な気苦労があるとは思いますが、久々の対面での運営協議会に出席いただき、謝意を申し上げます。
- また、各委員の協力により、滞りなく本日の会議を進めることができたことを重ねてお礼申し上げます。
- 事務局より説明があった、国民健康保険税の税率等については、変更が必要であるとのことであった。
- 現在、コロナ禍で多くの方が苦しんでいる中で検討しなくてはならないことに心苦しさを感じるが、海老名市の国保財政を良好に保っていくために必要なことであり、事務局が示す案について国保運営協議会として意見を述べていきたいと思うので、委員皆様の協力をお願いして閉会のあいさつとする。

以 上

海老名市国民健康保険税の税率等の見直しについて

1 税率等見直しの背景

国民健康保険は、他の健康保険制度と比べて65歳以上や退職した被保険者が多いことから、医療費が高く、収入が少ない傾向があり、多くの市町村が被保険者の負担を抑えるために財源を補てんして運営してきました（以下、この補てん分を「赤字」といいます。）。

しかし、平成30年度に行われた国保制度改革により、国保事業の財政運営は、これまでの市町村から都道府県が担うことになるとともに、都道府県単位で保険料・税を統一していくこととされたことから、その実現に向けて市町村の赤字を解消させることが求められています。

このため、市町村は赤字の解消に向け、保険料・税の税率等を、都道府県が算定する標準保険料率[※]に近づけていくよう、見直しが必要になりました。

※標準保険料率：市町村の赤字が無いものとして算定した理論上の税率・税額

2 海老名市の状況

海老名市では、令和元年度に改定した「赤字削減計画（令和4年度までに1億2,000万円の赤字削減）」に基づき、令和2年度に8年ぶりの税率見直しを行ったところですが、その後、国が“令和5年度までに赤字を解消させる”と方針を転換したため、令和2年度中に「赤字削減計画」を「赤字解消計画（被保険者への負担を勘案して期限を2年延長して令和7年度までに赤字解消）」に変更しました。今後は「赤字解消計画」に基づき、税率等の見直しを行っていく必要があります。

◆海老名市の税率等の変遷《表1》

(単位：％、円)

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
医療分	所得割	4.33	→	→	→	5.00	→	→	→	→	→	→	→	5.50	→
	均等割	23,700	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	平等割	18,600	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
後期分	所得割	1.61	→	→	→	1.70	→	→	→	→	→	→	→	1.90	→
	均等割	8,100	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	平等割	6,600	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
介護分	所得割	1.25	→	→	→	1.42	→	→	→	→	→	→	→	1.60	→
	均等割	8,400	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	平等割	4,500	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

◆海老名市の赤字解消計画（令和3年度時点）《表2》

(千円)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
削減予定額			74,915	74,915	74,915	74,915	35,464
赤字額	420,004	335,124	260,209	185,294	110,379	35,464	0

※ 赤字額は、令和2年度までは実績額、令和3年度以降は目標額

3 税率等の見直し案

海老名市では、《表1》のとおり、長年にわたり、税率等を据え置いていたため、令和2年度の見直し後においても、県内他市と比較して保険税が安い状況にあります。赤字を解消するためには、神奈川県が算定する標準保険料率まで税率等を引き上げる必要がありますが、現在の税率等との乖離が大きいため、一足飛びに引き上げた場合、被保険者に与える影響が大きくなります。今回の見直しでは県内他市の税率等と比較しながら標準保険料率との乖離幅の半分程度まで引き上げる税率等とする案を作成しました。また、次回の見直しの際に標準保険料率まで引き上げることを目指します。

なお、見直し案まで引き上げた場合の収入見込額は、引き上げなかった場合と比較して1億2,800万円程度の増額となります。

◆海老名市の税率等の状況《表3》

(単位：％、円)

	医療分			後期分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
税率等(R 3)	5.50 ^①	23,700 ^②	18,600 ^③	1.90 ^④	8,100 ^⑤	6,600 ^⑥	1.60 ^⑦	8,400 ^⑧	4,500 ^⑨
県内19市平均	6.05	23,388	19,890	2.35	8,868	7,697	2.14	9,849	5,944
標準保険料率	5.39	24,972	19,384	2.34	10,732	8,648	2.39	13,356	7,299
見直し案(R 4)	5.50 (据置)	23,700 (据置)	18,600 (据置)	2.20 (+0.30)	9,500 (+1,400)	7,600 (+1,000)	2.10 (+0.50)	10,800 (+2,400)	6,000 (+1,500)

※表中の白抜き数字は、県内19市中の海老名市順位（降順）

4 税率等の見直しによる影響

税率等を上記3で検討した見直し案まで引き上げた場合に被保険者にどの程度の影響があるか分析するため、被保険者を世帯所得と加入者数で分類し、対象数が多い区分を中心に④～⑨までの10パターンに分類して比較を行いました。その結果、最も保険税が安い区分（区分④及び区分⑨の計6,799世帯）では、介護2号被保険者（40歳～64歳の被保険者）か否かに応じて年間の保険税が700円又は1,900円の増額となりますが、いずれの場合でも増額幅としては僅少であると考えます。今回の見直しでは、標準保険料率との乖離が大きい介護分の引上げ幅が大きいため、介護2号被保険者の含まれる世帯に与える影響の方が、介護2号被保険者の含まれない世帯よりも顕著に表れます。

5 今後のスケジュール

- 令和3年11月18日 国保運営協議会（諮問）
- 令和3年12月16日 国保運営協議会（審議）
- 令和3年12月23日 国保運営協議会（答申）
- 令和4年1月 庁議
- 令和4年2月25日 令和4年第1回定例会に一部改正条例を上程
- 令和4年4月1日 一部改正条例を施行

各保険者の比較

	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度
保険者数 (平成31年3月末)	1,716	162	1	1,391	85	47
加入者数 (平成31年3月末)	2,752万人 (1,768万世帯)	274万人	3,940万人 (被保険者2,376万人 被扶養者1,564万人)	2,954万人 (被保険者1,672万人 被扶養者1,282万人)	858万人 (被保険者454万人 被扶養者404万人)	1,772万人
① 加入者平均年齢 (平成30年度)	53.3歳	39.9歳	37.8歳	35.1歳	32.9歳	82.5歳
② 加入者一人当たり 医療費(平成30年度)	36.8万円	19.8万円	18.1万円	16.0万円	15.9万円	94.2万円
③ 加入者一人当たり 平均所得(※1) (平成29年度)	88万円 (一世帯当たり) 137万円	393万円 (一世帯当たり(※2)) 773万円	156万円 (一世帯当たり(※3)) 258万円	222万円 (一世帯当たり(※3)) 391万円	245万円 (一世帯当たり(※3)) 461万円	86万円
加入者一人当たりの 保険料の賦課対象 となる額(平成30年度)	71万円(※4) (一世帯当たり) 110万円	-(※5)	235万円(※6) (一世帯当たり(※3)) 390万円	316万円(※6) (一世帯当たり(※3)) 557万円	342万円(※6) (一世帯当たり(※3)) 643万円	71万円(※4)
加入者一人当たり 平均保険料 (平成30年度)(※7) <事業主負担込>	8.8万円 (一世帯当たり) 13.7万円	17.7万円	11.7万円<23.3万円> (被保険者一人当たり) 19.4万円<38.7万円>	12.9万円<28.4万円> (被保険者一人当たり) 22.8万円<50.0万円>	14.3万円<28.6万円> (被保険者一人当たり) 27.0万円<53.9万円>	7.1万円
			健康保険料率10.00%	健康保険料率9.21%	健康保険料率9.15%	
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の35% (※9)	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等 への補助	なし	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※9) (令和3年度予算ベース)	4兆3,734億円 (国3兆1,741億円)	2,397億円 (全額国費)	1兆2,357億円 (全額国費)	720億円 (全額国費)		8兆3,656億円 (国5兆3,308億円)

- (※1) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを加入者数で除したものである。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)
- 国保組合については、「市町村民税課税標準額(総所得金額等から基礎控除のほか所得控除(扶養控除、配偶者控除等)を控除した金額)」に、「基礎控除」と「基礎控除を除く所得控除(扶養控除、配偶者控除等)」(総務省「平成29年度市町村税課税状況等の調査」による「給与所得及び営業所得を受給する納税者の課税標準額」の段階別の所得控除額(基礎控除を除く)を納税義務者数で除したものを使用して試算した額)を足した参考値である。
- 協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。
- (※2) 一世帯当たりの額は加入者一人当たりの額に平均世帯人数を乗じたものである。(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。
- (※4) 旧ただし書き方式による課税標準額(保険料の算定基礎)。旧ただし書き方式は、後期高齢者医療制度や多くの市町村国保の保険料の算定基礎を計算する際に用いられている方式で、(※1)から基礎控除を差し引いたものである。
- (※5) 国保組合ごとに所得の算出方法や保険料の計算方法が大きく異なるため、記載しない。平成30年度所得調査結果における業種別の市町村民税課税標準額は、医師国保717万円、歯科医師国保236万円、薬剤師国保263万円、一般業種国保163万円、建設関係国保99万円。全体の平均額は、各組合の被保険者数を勘案して算定した額であり、262万円となっている。
- (※6) 標準報酬総額を加入者数で割ったものである。
- (※7) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。
- (※8) 令和2年度予算ベースにおける平均値。(※9) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

出典：全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議

神奈川県国民健康保険運営方針

(令和3年度～令和5年度)

令和2年12月

神奈川県

(5) 国保財政の将来見通し

- 平成30年度における神奈川県国民健康保険特別会計の状況は、歳入から歳出を差し引いた差引収支は、黒字となっており、法定外繰入は行っていない。また、県内市町村全体の国保特別会計の状況は、差引収支は黒字となっており、市町村別においても、差引収支が赤字の市町村はない状況である。
- しかしながら、決算補填等目的の法定外繰入を県内市町村合計で173億円行っており、それを除いた市町村国保特別会計全体の差引収支は9億740万円の赤字となっている。
- また、国保については、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低いという構造的な課題を抱えており、他の公的医療保険と比べて保険料負担率も依然として高い状況である。
- 今後における国保財政については、1人当たり国保医療費が毎年度上昇しており、引き続き厳しい状況が続くことが予想される。特に令和7年度以降は国保被保険者の高齢者比率が高まることにより1人当たり国保医療費がさらに上昇することや、それに伴う国保被保険者1人当たりの保険料負担も増加することが想定される。

(6) 赤字の削減・解消

ア 赤字の定義

- 国保財政の健全化を図るためには、赤字を解消する必要がある。本県において削減・解消すべき赤字は、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」及び「繰上充用金」とする。

イ 赤字削減・解消に向けた対応

(7) 県の対応

- 県内市町村がそれぞれ定めた期限までに赤字を解消できるように、県は各市町村が策定した計画に沿って解消に努めているか進捗状況を把握しながら、赤字解消に向けて必要な支援を行っていく。
- また、普通調整交付金の現行の仕組みが実績の医療費水準と連動して算定が行われているため、医療費適正化の観点から、年齢調整後の医療費水準を活用して算定する仕組みになるよう、国に対して引き続き算定方法の見直しを要望し、普通調整交付金が適切に配分されるように努める。

(4) 市町村の対応

- 赤字の要因の分析・検討を行った上で、原則として赤字解消年度を令和5年度（平成30年度から6年以内）とし、段階的な赤字解消に向けた実効的・具体的な手段を明記した計画を策定する。
- ただし、3年間で解消することにより保険料に激変が生じる恐れがある場合は、更に3年後を目途とした令和8年度を解消期限とし、段階的な赤字解消に向けた実効的・具体的な手段を明記した計画を策定する。
- それでもなお、令和8年度までに解消することが著しく困難な場合は、県と協議し、別途解消期限を定め、段階的な赤字解消に向けた実効的・具体的な手段を明記した計画を策定する。

令和3年度 海老名市国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税額は、医療分A、後期分B、介護分C の合計額です。

A 医療分 (基礎課税額) 対象者：加入者全員 医療分限度額：83万円

所得割額 = [令和2年中の総所得金額 円 - 基礎控除額 43[※]万円] × 5.50% = ① 円

均等割額 = 加入者1人につき 年額 23,700 円 × 加入者数 人 = ② 円

平等割額 = 加入世帯につき 年額 18,600 円 = ③ 18,600 円

減税額 = 裏面「国民健康保険税の軽減基準と割合」により算出 = ④ 円

医療分合計 = ① + ② + ③ - ④ = A 医療分合計 円

B 後期分 (後期高齢者支援金等課税額) 対象者：加入者全員 後期分限度額：10万円

所得割額 = [令和2年中の総所得金額 円 - 基礎控除額 43[※]万円] × 1.90% = ⑤ 円

均等割額 = 加入者1人につき 年額 8,100 円 × 加入者数 人 = ⑥ 円

平等割額 = 加入世帯につき 年額 6,600 円 = ⑦ 6,600 円

減税額 = 裏面「国民健康保険税の軽減基準と割合」により算出 = ⑧ 円

後期分合計 = ⑤ + ⑥ + ⑦ - ⑧ = B 後期分合計 円

C 介護分 (介護納付金課税額) 対象者：40歳から64歳まで 介護分限度額：17万円

所得割額 = [令和2年中の総所得金額 円 - 基礎控除額 43[※]万円] × 1.60% = ⑨ 円

均等割額 = 加入者1人につき 年額 8,400 円 × 加入者数 人 = ⑩ 円

平等割額 = 加入世帯につき 年額 4,500 円 = ⑪ 4,500 円

減税額 = 裏面「国民健康保険税の軽減基準と割合」により算出 = ⑫ 円

介護分合計 = ⑨ + ⑩ + ⑪ - ⑫ = C 介護分合計 円

計 令和3年度 国民健康保険税額 = 医療分 A + 後期分 B + 介護分 C = 円

(参考 合計金額 ÷ 12ヶ月 = 円/月)

※合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下の場合には29万円、2,450万円を超え2,500万円以下の場合には15万円、2,500万円を超える場合は0円となります。

令和3年度 海老名市国民健康保険税について (被保険者の方へ)

国民健康保険は、突然の病気やケガによる不意の出費に備えて、加入している方が収入に応じたお金を出し合って医療費負担を軽くしようという相互扶助の精神から生まれた制度です。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方や、生活保護を受けている方を除いたすべての方が、国民健康保険に加入することになっています。

保険税は世帯ごとに算定します。納税義務者は世帯主です。

保険税の額	国民健康保険税は、その年に国民健康保険事業費納付金として県に納める金額を、保険税として各世帯に割り当てています。医療費の支出状況が市町村ごとに違うことから、保険税率も市町村ごとに異なります。 令和3年度は、裏面の計算方式により保険税を計算しています。
納付方法	保険税は、1年分を10回に分けて納めていただきます。(6月から3月までの毎月) ※1回分の金額=月額ではありません。 納付方法は、市役所や金融機関、コンビニ等で納付書により納める方法と、モバイルレジを利用して納める方法、納税義務者からの依頼により預金口座から自動引き落としをする口座振替があります。 65歳以上75歳未満の被保険者のみで構成される世帯については、原則として年金からの天引き(特別徴収)になります。→申出により口座振替への切替えができます。
滞納してしまうと	保険税を滞納してしまうと、督促状や催告書による納付勧告が行われます。さらに納付が遅れると、有効期限の短い保険証(短期証)や、受診時の医療負担を全額自己負担していただく資格証が交付されることもあります。納期限内の納付にご協力をお願いします。保険税の納付が困難になった場合は、早めに納付相談を受けてください。
海老名市へ転入された方	令和3年1月2日以降に海老名市へ転入された方については、令和3年1月1日に住んでいた市区町村へ所得の照会をし、その回答結果により保険税額が翌月以降に変更になる場合があります。
社会保険に加入された方は	国民健康保険の加入者が、就職等により社会保険に加入した場合には、国保医療課窓口で国民健康保険脱退の届出を必ず行ってください。この手続きは会社で行わないため、ご自分で届出をする必要があります。届出をしないと、社会保険料を支払っているにも関わらず、国民健康保険税の納税通知書がお手元に届いてしまうため、二重払いになる場合がありますのでご注意ください。また、社会保険加入後に国民健康保険証を使って受診すると、保険で負担した医療費を返還していただきます。
非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減について	自己都合や定年退職以外の理由で離職され、ハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」を現在所持している方(雇用保険を受給している方)は、課税される保険税額が最大2年間軽減される場合があります。なお、離職日時点で65歳未満の方に限りです。手続き方法等詳しくは、下記までお問い合わせください。

国民健康保険税の軽減基準と割合

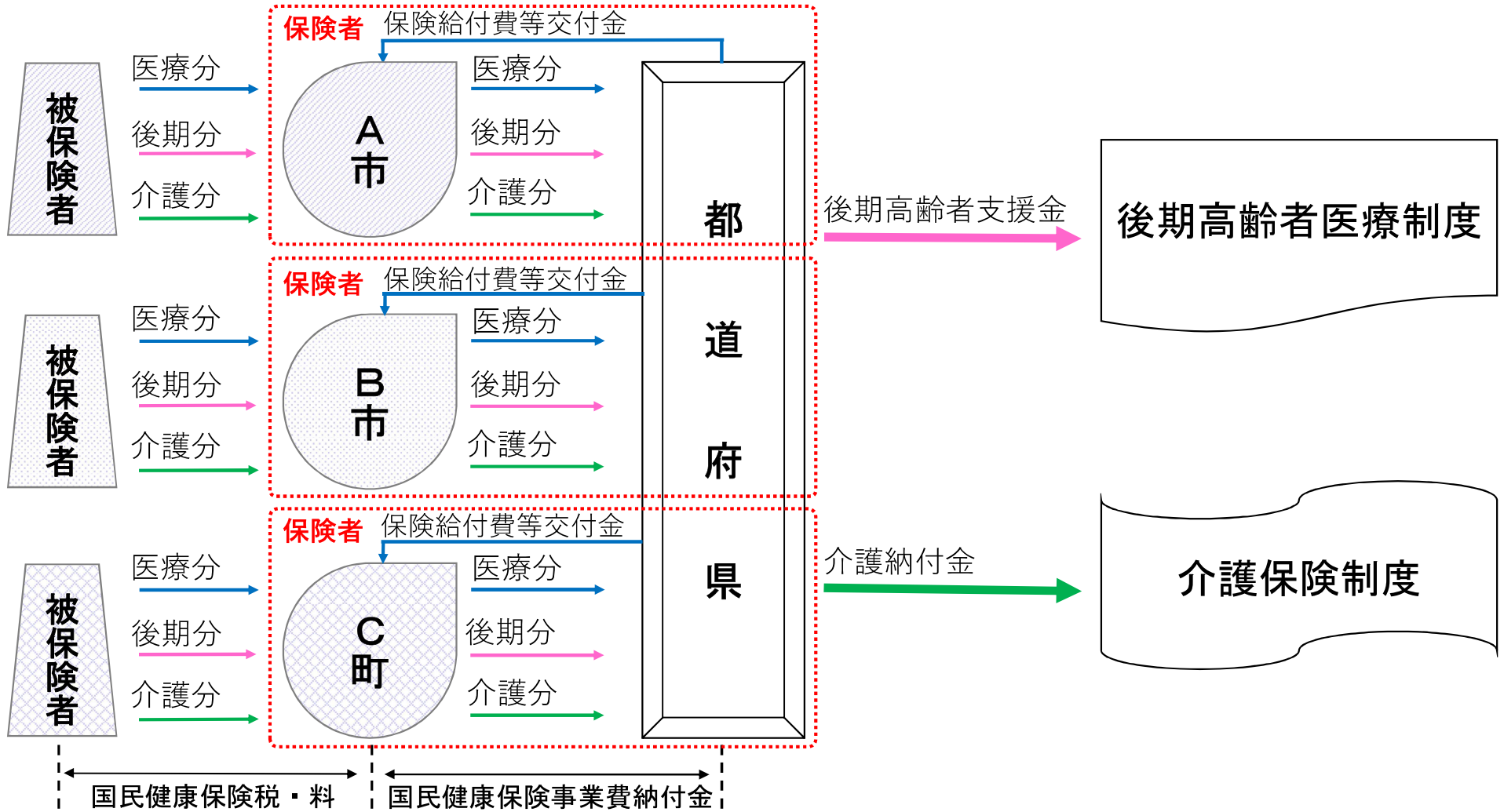
国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得等に応じて計算し課税されますが、前年中の世帯の総所得金額が一定基準を超えない場合には、医療分・後期分・介護分それぞれの均等割額・平等割額を減額し負担を軽くする制度があります。

軽減割合	被保険者の総所得金額等 (被保険者でない世帯主の所得も含まず)
7割	430,000円 ¹⁾ (年金・給与と所得者の人数 - 1) × 100,000円 ²⁾ ※を超えない世帯
5割	430,000円 + (年金・給与と所得者の人数 - 1) × 100,000円 ²⁾ ※ + (285,000円 × 世帯の被保険者数) を超えない世帯
2割	430,000円 + (年金・給与と所得者の人数 - 1) × 100,000円 ²⁾ ※ + (520,000円 × 世帯の被保険者数) を超えない世帯

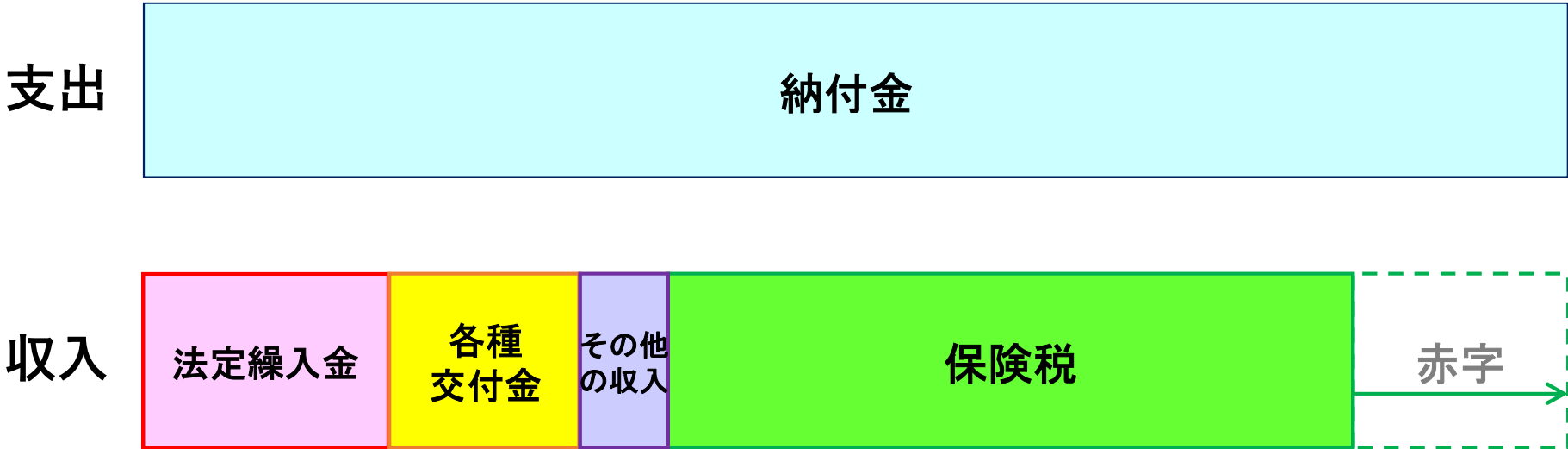
※1 下線部分の計算結果が0円以下となる場合は、0円とみなします。
 ※ 65歳以上で税法上の「公的年金等控除」を受けている方は、年金所得から最高150,000円を控除した額で判定します。
 ※ 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の総所得金額等及び人数も含めて判定します。
 ※ 世帯内に所得未申告の方がいる場合には、減額されませんのでご注意ください。

国保医療課 国保年金係 電話 046 (235) 4594 (直通)

■ 制度改革（平成30年度）以後のお金の流れ



市町村の支出と収入の関係



標準保険料率に近づけば、赤字が減少

納付金 > 法定繰入金 + 各種交付金 + その他の収入 + 保険税 赤字あり

納付金 = 法定繰入金 + 各種交付金 + その他の収入 + 保険税 赤字なし

国民健康保険事業費納付金

国民健康保険事業を運営するために市町村が都道府県に毎年度納付するもので、医療分、後期高齢者支援金分（後期分）、介護納付金分（介護分）があります。それぞれの内容は次のとおりです。

医療分：

都道府県が市町村に保険給付費等交付金を交付するために集めるもので、医療給付費から国からの交付金を控除した残額を市町村ごとの医療費水準と所得水準で按分して決定されます。

後期分：

都道府県が後期高齢者医療制度に後期高齢者支援金を納付するために集めるものです。

介護分：

都道府県が介護保険制度に介護納付金を納付するために集めるものです。

標準保険料率

都道府県が、法令で定められた統一の算定ルールに基づき、市町村が決算補填等を目的とした法定外繰入等を行わないものと仮定して算定した理論上の値で、都道府県標準保険料率、市町村標準保険料率、市町村標準保険料率（各市町村の算定方式によるもの）の3種類の料率があります。それぞれの内容は次のとおりです。

都道府県標準保険料率：

都道府県間で比較ができるよう、全国統一の算定基準（2方式）による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表すもので、各都道府県で1つ算定します。

市町村標準保険料率：

県内の市町村間で比較ができるよう、都道府県内統一の算定基準（3方式）による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表すもので、市町村ごとに算定します。

市町村標準保険料率（各市町村の算定方式によるもの）：

実際に各市町村が設定する保険料率と比較ができるよう、各市町村の算定基準（2・3・4方式）による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表すもので、市町村ごとに算定します。

国民健康保険税

市町村が国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付するために被保険者から集めるもので、基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（後期分）、介護納付金課税額（介護分）の3種類の課税額があります。また、四方式（所得割額、資産割額、均等割額、平等割額）、三方式（所得割額、均等割額、平等割額）、二方式（所得割額、均等割額）と呼ばれる算定方式があり、いずれの方式をとるかは市町村が条例で定めます。海老名市では、三方式をとっています。

課税額

医療分：

後期分及び介護分を除いた国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に充てるもので、全被保険者に課税されます。

後期分：

後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるもので、全被保険者に課税されます。

介護分：

介護納付金の納付に要する費用に充てるもので、介護保険2号被保険者（40歳～64歳の被保険者）に課税されます。

算定方式

所得割額：

被保険者の所得に税率（所得割率）を乗じて算定します。

均等割額：

被保険者の人数に一定の税額（均等割額）を乗じて算定します。

平等割額：

加入世帯ごとに一定の税額（平等割額）が課税されます。

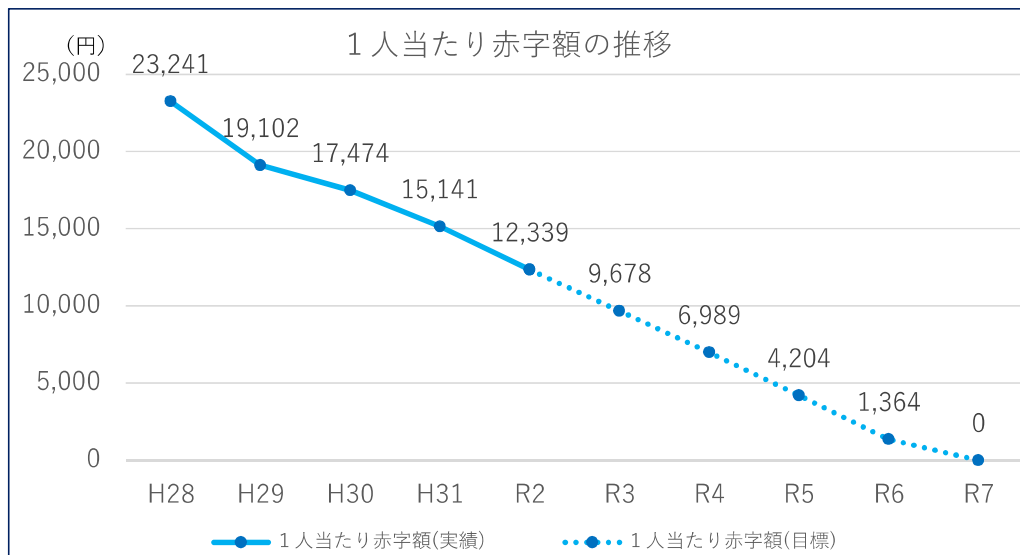
海老名市の 1 人当たり赤字額の推移

(単位：円、人)

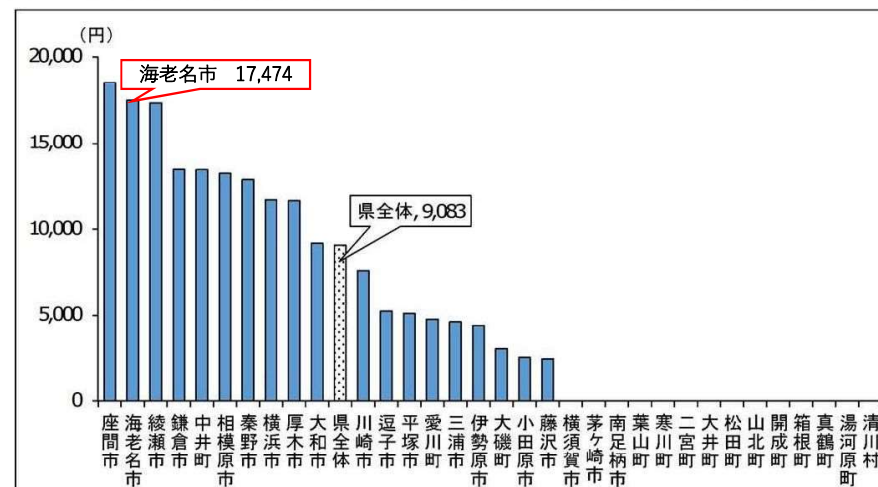
	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
赤字額	749,143,000	577,385,000	502,979,437	420,003,939	335,123,619	260,209,000	185,294,000	110,379,000	35,464,000	0
被保険者数(平均)	32,234	30,227	28,784	27,739	27,159	26,887	26,513	26,253	26,002	25,809
1 人当たり赤字額	23,241	19,102	17,474	15,141	12,339	9,678	6,989	4,204	1,364	0

赤字額：決算補てん等目的の法定外繰入金のこと。R 2 までは実績額、R 3 以降は赤字解消計画の目標額

被保険者数：R 2 までは実績値、R 3 以降は推計値



【図 11 市町村別国保被保険者 1 人当たり決算補填等目的の法定外繰入金の状況 (平成 30 年度)】



出典：神奈川県国民健康保険運営方針（令和 3 年度～令和 5 年度）

海老名市と神奈川県 の 1 人 当 た り 保 険 税 額 の 推 移

(単位：円)

神奈川県	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
1人当たり調定額	103,238	104,995	106,165	109,411	111,048	112,728	114,434	116,165
1人当たり収納額	96,152	98,149	99,736	103,179	104,519	106,338	108,189	110,072

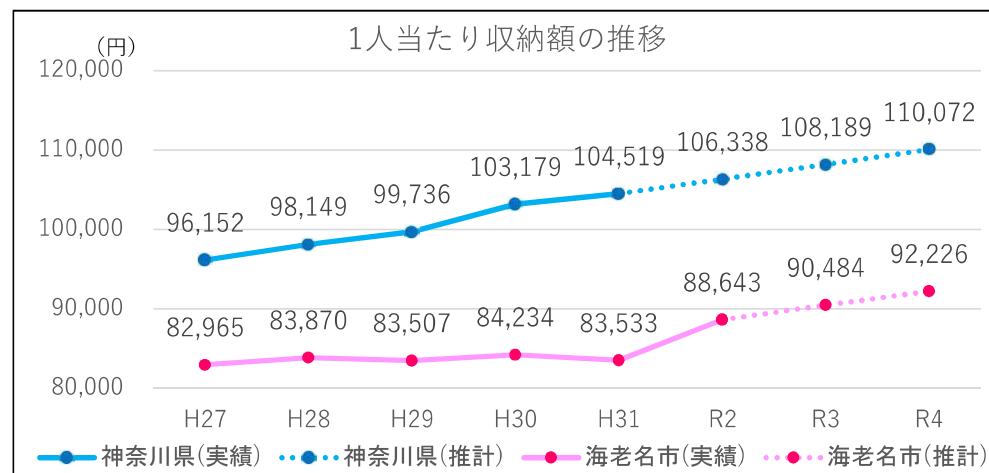
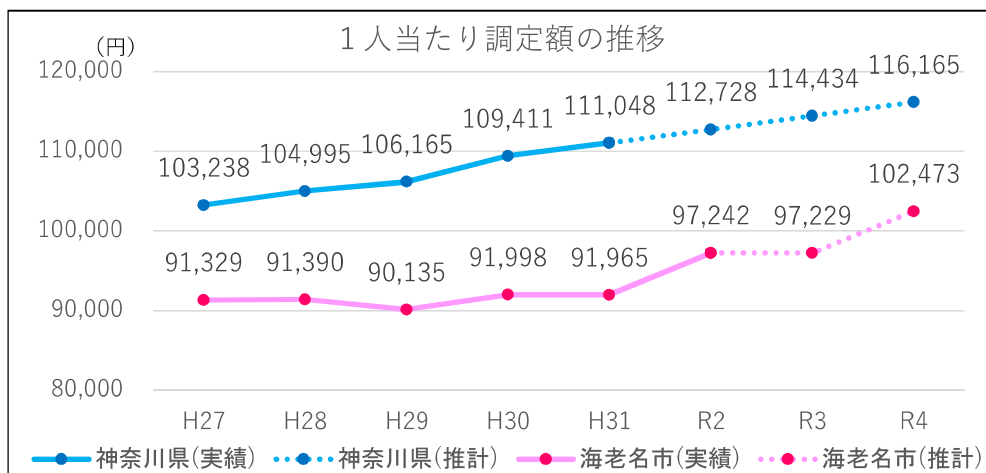
1人あたり調定額、一人あたり収納額ともにH31までは実績値、R2以降は本市推計値

出典：令和元年度国民健康保険事業状況（神奈川県医療保険課集計）

(単位：円)

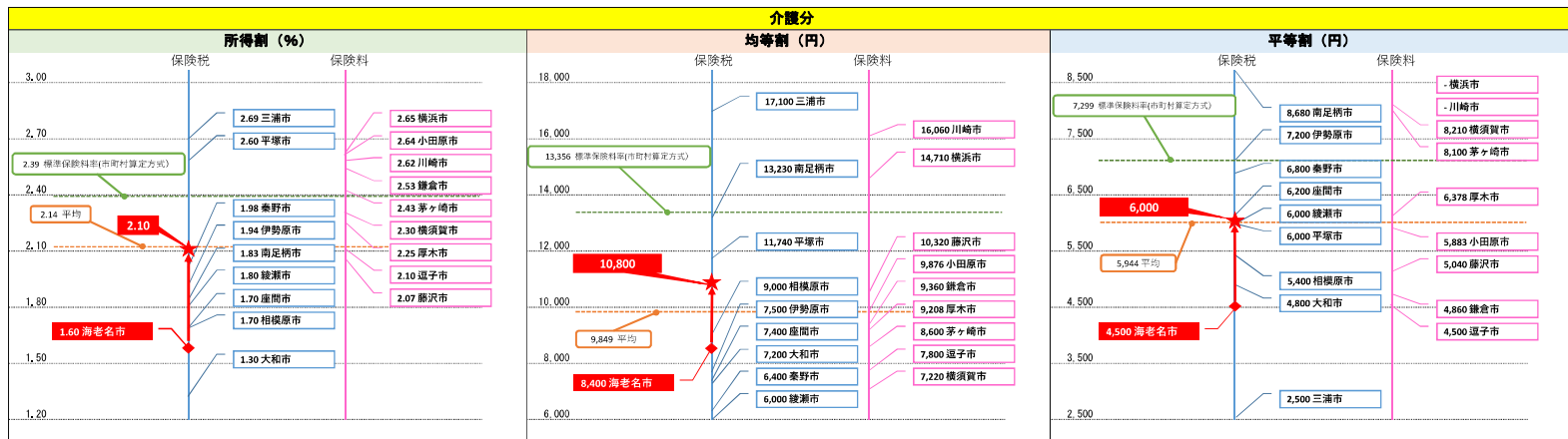
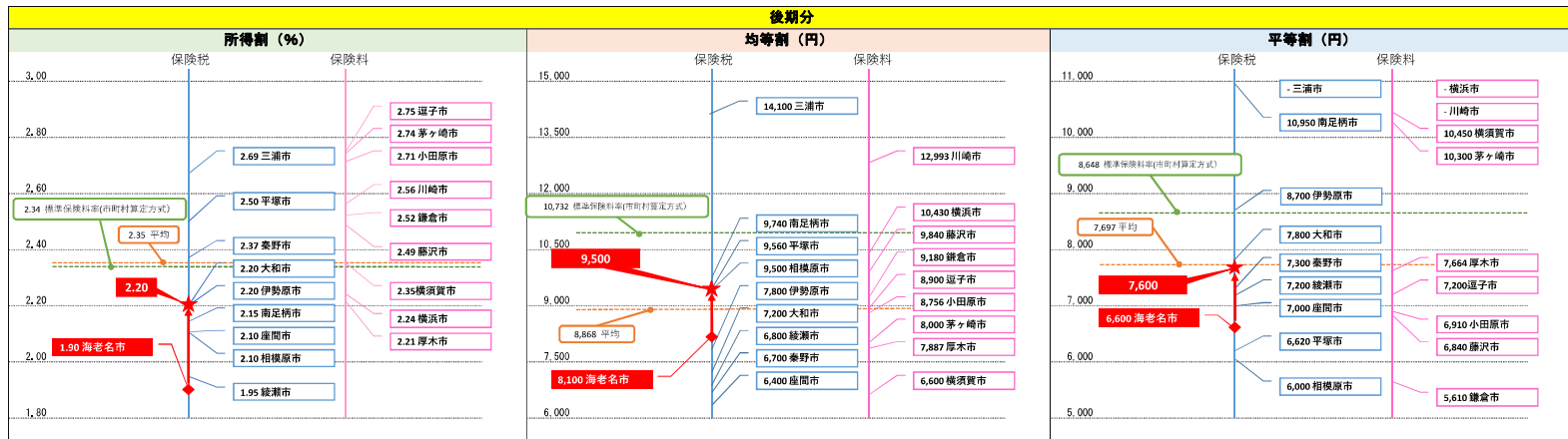
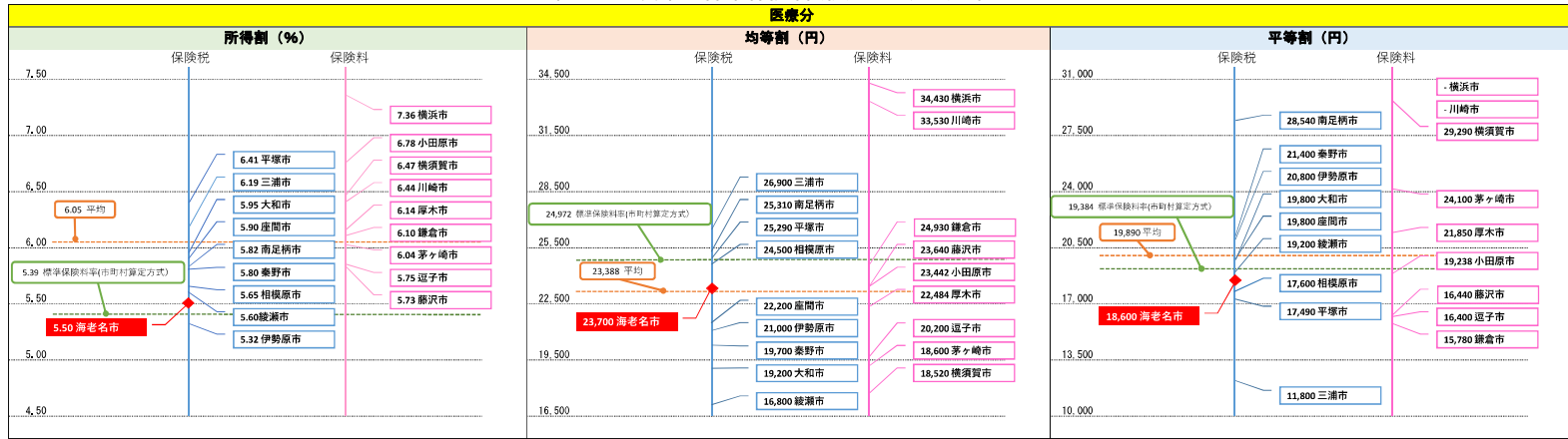
海老名市	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
1人当たり調定額	91,329	91,390	90,135	91,998	91,965	97,242	97,229	102,473
1人当たり収納額	82,965	83,870	83,507	84,234	83,533	88,643	90,484	92,226

1人あたり調定額、一人あたり収納額ともにR2までは実績値、R3は9月末時点の決算見込額、R4は当初予算要求額



■ 令和 3 年度県内都市保険料率比較

種別	保険者名	医療			後期			介護		
		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
税	海老名市	⑱ 5.50	⑧ 23,700	⑪ 18,600	⑲ 1.90	⑩ 8,100	⑭ 6,600	⑱ 1.60	⑫ 8,400	⑮ 4,500
税	平塚市	6.41	25,290	17,490	2.50	9,560	6,620	2.60	11,740	6,000
税	相模原市	5.65	24,500	17,600	2.10	9,500	6,000	1.70	9,000	5,400
税	三浦市	6.19	26,900	11,800	2.69	14,100		2.69	17,100	2,500
税	秦野市	5.80	19,700	21,400	2.37	6,700	7,300	1.98	6,400	6,800
税	大和市	5.95	19,200	19,800	2.20	7,200	7,800	1.30	7,200	4,800
税	伊勢原市	5.32	21,000	20,800	2.20	7,800	8,700	1.94	7,500	7,200
税	座間市	5.90	22,200	19,800	2.10	6,400	7,000	1.70	7,400	6,200
税	南足柄市	5.82	25,310	28,540	2.15	9,740	10,950	1.83	13,230	8,680
税	綾瀬市	5.60	16,800	19,200	1.95	6,800	7,200	1.80	6,000	6,000
料	横浜市	7.36	34,430		2.24	10,430		2.65	14,710	
料	川崎市	6.44	33,530		2.56	12,993		2.62	16,060	
料	横須賀市	6.47	18,520	29,290	2.35	6,600	10,450	2.30	7,220	8,210
料	鎌倉市	6.10	24,930	15,780	2.52	9,180	5,610	2.53	9,360	4,860
料	藤沢市	5.73	23,640	16,440	2.49	9,840	6,840	2.07	10,320	5,040
料	小田原市	6.78	23,442	19,238	2.71	8,756	6,910	2.64	9,876	5,883
料	茅ヶ崎市	6.04	18,600	24,100	2.74	8,000	10,300	2.43	8,600	8,100
料	逗子市	5.75	20,200	16,400	2.75	8,900	7,200	2.10	7,800	4,500
料	厚木市	6.14	22,484	21,850	2.21	7,887	7,664	2.25	9,208	6,378
	平均	6.05	23,388	19,890	2.35	8,868	7,697	2.14	9,849	5,944
	標準保険料率	5.39	24,972	19,384	2.34	10,732	8,648	2.39	13,356	7,299
税	見直し案	⑱ 5.50	⑧ 23,700	⑪ 18,600	⑬ 2.20	⑦ 9,500	⑦ 7,600	⑩ 2.10	⑥ 10,800	③ 6,000



資料 4 - 1

世帯構成人数ごとの所得階層割合

世帯階層区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人以上世帯	計	低所得者世帯への軽減割合
未申告	592	130	57	21	15	815	
所得無	(A) 5,623	865	179	54	(J) 25	6,746	7割
43万円以下	(B) 1,176	469	97	32	9	1,783	5割
100万円以下	1,415	(D) 1,036	142	42	17	2,652	2割
715,000円							
950,000円							
1,000,000円							
200万円以下	(C) 1,686	(E) 1,459	(G) 245	86	36	3,512	
1,470,000円							
1,285,000円							
1,920,000円							
1,570,000円							
1,855,000円～							
300万円以下	641	(F) 761	159	63	22	1,646	
2,510,000円							
3,030,000円～							
400万円以下	242	289	107	50	25	713	
400万円超	337	458	(H) 195	(I) 119	55	1,164	
計	11,712	5,467	1,181	467	204	19,031	

世帯構成人数毎に世帯数の多い所得階層を主とし、+αこれらと比較する極端なケースを考え、モデル世帯を作成した。

国民健康保険税の変更改較(モデル世帯例)

No.	事例				内容	据置			見直し案			軽減		
	家族構成	収入	所得	世帯所得		医療分	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割			
						後期分	介護分	所得割	均等割	平等割				
A	世帯主 70歳	(100万)	(年金) 0万	1人世帯	保険税額(円/年) R3現状との差額 所得に占める割合	17,000 0	17,000 0	5.50% 0	23,700 700	18,600 0	5.50% 0	23,700 700	18,600 0	7割 ↑ 4.1%
B	世帯主 54歳	(90万)	35万	1人世帯	保険税額(円/年) R3現状との差額 所得に占める割合	20,800 0	20,800 0	5.50% 0	23,700 1,900	18,600 0	5.50% 0	23,700 1,900	18,600 0	7割 ↑ 9.1%
C	世帯主 42歳	(240万)	160万	1人世帯	保険税額(円/年) R3現状との差額 所得に占める割合	175,100 0	175,100 0	5.50% 0	23,700 15,600	18,600 0	5.50% 0	23,700 15,600	18,600 0	×
D	世帯主 64歳 配偶者 62歳	(200万) (0万)	(年金) 90万 0万	2人世帯	保険税額(円/年) R3現状との差額 所得に占める割合	97,200 0	97,200 0	5.50% 0	23,700 8,800	18,600 0	5.50% 0	23,700 8,800	18,600 0	5割 ↑ 9.1%
E	世帯主 73歳 配偶者 70歳	(300万) (0万)	(年金) 190万 0万	2人世帯	保険税額(円/年) R3現状との差額 所得に占める割合	197,500 0	197,500 0	5.50% 0	23,700 8,200	18,600 0	5.50% 0	23,700 8,200	18,600 0	×
F	世帯主 69歳 配偶者 66歳	(260万) (155万)	(年金) 150万 (給与) 100万	2人世帯	保険税額(円/年) R3現状との差額 所得に占める割合	241,900 0	241,900 0	5.50% 0	23,700 10,000	18,600 0	5.50% 0	23,700 10,000	18,600 0	×
G	世帯主 70歳 配偶者 69歳 子 40歳	(210万) (0万) (145万)	(年金) 100万 0万 90万	3人世帯	保険税額(円/年) R3現状との差額 所得に占める割合	191,100 0	191,100 0	5.50% 0	23,700 12,800	18,600 0	5.50% 0	23,700 12,800	18,600 0	2割 ↑ 6.7%
H	世帯主 45歳 配偶者 41歳 子 15歳	(700万) (0万) (0万)	520万 0万 0万	3人世帯	保険税額(円/年) R3現状との差額 所得に占める割合	571,100 0	571,100 0	5.50% 0	23,700 49,600	18,600 0	5.50% 0	23,700 49,600	18,600 0	×
I	世帯主 55歳 配偶者 52歳 就学児 2人	(605万) (95万) (0万)	440万 40万 0万	4人世帯	保険税額(円/年) R3現状との差額 所得に占める割合	530,900 0	530,900 0	5.50% 0	23,700 44,600	18,600 0	5.50% 0	23,700 44,600	18,600 0	×
J	世帯主 29歳 就学児 1人 未就学 3人	(50万) (0万) (0万)	0万 0万 0万	5人世帯	保険税額(円/年) R3現状との差額 所得に占める割合	40,800 0	40,800 0	5.50% 0	23,700 1,800	18,600 0	5.50% 0	23,700 1,800	18,600 0	7割 ↑ 4.4%

・本改正により一番影響を受ける世帯層は、40～64歳の被保険者がいる世帯で、その者が低所得者でない場合である(H,I)
 ・所得割が0となる世帯(所得43万円以下)であっても40～64歳か否かで影響額に差がある(A,B)